

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

目 次

令和5年度 佐世保市社会福祉協議会事業計画書

基本方針	・・・ 1
組織体制	・・・ 2
地域福祉推進事業計画	・・・ 3
介護事業所事業計画	・・・ 13
勝富授産場事業計画	・・・ 17
須佐保育園事業計画	・・・ 18
吉井北保育園事業計画	・・・ 20
児童センター事業計画	・・・ 22
老人福祉センターやすらぎ荘事業計画	・・・ 25
老人福祉センターあたご荘事業計画	・・・ 27
高齢者生活福祉センター慈恵苑事業計画	・・・ 29
宇久地域包括支援センター事業計画	・・・ 31

令和5年度 佐世保市社会福祉協議会事業計画書

基本方針

新型コロナウイルスへの感染が確認されて間もなく3年が経過する中、社会的孤立や生活困窮者の増加など、地域福祉を取り巻く状況は、複雑化、深刻化している。

このような状況ではあるが、コロナ感染症対策を徹底した中で、「市民一人ひとりが心豊かに安心して暮らせる福祉のまち」の実現にむけ、職員一丸となって取り組まなければならない。

特に令和5年度は、第3期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年度にあたることから、

- 1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり
- 2 地域における福祉活動の充実と人材育成
- 3 自立した生活を支える福祉サービスの展開

という基本目標の達成にむけ、これまでの活動を踏まえた事業展開を行うとともに、第3期地域福祉計画の評価やアンケート調査をもとに、現在のニーズに合った第4期計画を策定する。

各事業については、地域の支え合い活動を支援するために、福推協などの地域福祉活動の基盤強化を進め、また、自発的な地域活動を強化するために、いきいきサロンの増設や、買い物支援サービスや生活支援などの生活支援体制整備事業などをすすめるとともに、市民活動の推進にあたっては、ボランティアの拡大を目指し、災害時のボランティア支援の受け入れについても、地域での災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、円滑な事業展開を目指す。

福祉サービスによる生活支援等への取り組みについては、成年後見制度への申し立てを支援するとともに、高齢者や障がい者が安心して日頃の生活を送ることができるよう、高齢者等に対して日常生活支援などの制度普及を図る。また、高齢や障害、子ども、生活困窮など、複合化した支援ニーズに対応するための「重層的支援体制整備事業」の移行準備事業を佐世保市と共に取り組んでいく。

介護事業においては、新型コロナウイルスの影響がまだまだ懸念されるものの、各事業所が地域との連携をさらに深め、高齢者が安心して過ごせる地域づくりにつなげていきたい。

これまでの3年は、地域や関係団体との連携が難しい環境下で各種事業を行ってきたが、新型コロナウイルスについては感染症法上の見直しが報道され、行動制限についても大きく変更されることが見込まれる。まずは安全を確保して、社会福祉関係者の皆様や保健・医療・教育などの関係機関の皆様との連携を深め、「地域共生社会」の実現に寄与していきたい。

組織体制（施設・事業所・職員数）

施設・事業所名		住所	職員数
本 所	総務企画課 地域福祉課 総合相談支援課	八幡町 6-1	77名
ボランティアセンター		戸尾町 5-1	2名
佐世保介護事業所		八幡町 6-1	25名
吉井介護事業所		吉井町橋川内 570-4	56名
世知原介護事業所		世知原町栗迎 83-5	15名
宇久介護事業所		宇久町平 1904-1	34名
小佐々介護事業所		小佐々町楠泊 1530-3	42名
江迎・鹿町介護事業所	居宅・通所	鹿町町深江潟 96-1	28名
	訪問	鹿町町深江 550-3	12名
勝富授産場		勝富町 2-17	7名
須佐保育園		須佐町 1-9	22名
吉井北保育園		吉井町直谷 1065-1	18名
大野児童センター		田原町 8-37	4名
相浦児童センター		相浦町 357	5名
春日児童センター		春日町 18-9	4名
山澄児童センター		潮見町 14-14	6名
宇久児童センター		宇久町平 1910-1	5名
稲荷児童センター		稲荷町 2-5	5名
黒髪児童センター		黒髪町 52-5	5名
早岐児童センター		花高 1 丁目 6-45	5名
広田児童センター		重尾町 63	5名
老人福祉センターやすらぎ荘		花園町 10-35	5名
老人福祉センターあたご荘		中里町 9-2	6名
高齢者生活福祉センター慈恵苑		宇久町平 1911-1	5名
宇久地域包括支援センター		宇久町平 2578	4名

合計402名

地域福祉推進事業計画

1. 方針

少子高齢化や人口減少をはじめ、８０５０問題、生活困窮、ひきこもり等の複合的な問題を抱える世帯や、制度の狭間、社会的孤立を背景とした生きづらさを抱える人など、複雑・多様化した課題が深刻化する中で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくり高めあう「地域共生社会」の実現が求められている。

このため佐世保市では、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を越えた体制づくりの整備をしていくため、今年度から「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に進める「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた移行準備を進めていくこととなっており、佐世保市社会福祉協議会では佐世保市との連携をより一層図りながら、効果的な事業展開ができるよう取り組んでいく。

また、今年度は、第３期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年度であることから、これまでの事業評価や実践をふまえた課題を整理するとともに、アンケート調査による課題を分析し、第４期計画を策定する。

なお、これまでの新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の日常生活はもとより地域福祉活動の推進にも大きな影響を及ぼし、地域社会においては、様々な活動の休止や縮小により、人と人とのつながりがこれまで以上に希薄化することが懸念されている。

よって、このような点を踏まえながら、生活課題や社会的孤立へ対応するための「生活困窮者自立相談支援事業」の実施や、地域包括ケアシステムの構築に向けた「生活支援体制整備事業」をはじめ、社会的包摂や共生社会の実現を目指した、「佐世保市ふくし教育実践指針」に基づく地域を基盤としたふくし教育の実践と併せて、学校と連携したふくし教育の拡大や企業におけるふくし教育の推進に取り組んでいく。

2. 目標及び業務内容

(1) 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり（様々な課題に対応した相談体制・連携の充実）

①課題を解決するための体制づくりと活動の促進

ア. 地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援

○地区福祉推進協議会・自治協議会福祉関連部会（福推協等）との連携・支援

住民の身近な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、福推協等をはじめ、地域内の様々な団体や市民の参加と協力を得ながらその解決に取り組み、お互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、小地域における地域福祉を推進する。

特に、地域福祉を推進する中心組織としての福推協等と、より一層の連携を図り、会長連絡会や福推協等研修会の開催を通して、地区相互の情報交換ができる場づくりに取り組み、組織と活動の活性化を図る。

また、各地区における福祉課題を踏まえた活動内容の検討及び実践に繋げていくため、各地区生活支援コーディネーターとも連携を図りながら、課題の抽出及び課題解決に向けた地域の支え合い活動等の取り組みを進めていく。

イ. 多機関協働による地域の相談支援体制の構築

○専門機関・専門職等の連携による課題解決力強化

地域の課題や実践活動に関する情報を共有するとともに、課題の解決に向けた取り組みを検討するため、生活支援体制整備事業第1層生活支援コーディネーターとも連携を図りながら、地域で活動する専門機関や専門職等による「地域福祉・生活支援ネットワーク会議」を定期的を開催し、本市における相談支援体制の強化を図る。

ウ. 身近に相談できる体制づくり

○地域カフェの設置の推進

世代を問わず、地域の住民誰もが、いつでも、気軽に立ち寄れる「場」としての「地域カフェ」の設置について、地区自治協議会や地区福祉推進協議会との連携を図りながら推進していくとともに、各分野の専門職が「地域カフェ」を回る「移動巡回相談」についても、準備を進めていく。

②情報発信力の強化

ア. 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供

○社会資源情報の収集整備（くらしに役立つ福祉情報ガイド）

ホームページ上に掲載している、佐世保市の福祉に関する相談窓口や各種福祉サービスに関する情報、NPO・市民活動団体等の情報を随時更新し、市民が必要とする新たな情報を掲載し充実を図るとともに、その内容を広く市民に周知するための広報活動を強化していく。

(2) 地域における福祉活動の充実と人材育成（様々な課題を解決できる地域力の強化）

①住民による自発的な地域活動の推進

ア. ふれあいいきいきサロンの推進

○ふれあいいきいきサロンの支援・推進

外出の機会が少なく閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子等孤独感の解消や心身機能などの維持向上等を目的に、公民館等の身近な場所で会話やレクリエーション等を楽しむ「ふれあいいきいきサロン」の活動を推進、支援する。

特に、サロンの立ち上げや初期活動に対しての財政的支援、必要となる情報

提供、遊具の貸出しを行うとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとの連携を図りながら、サロン未開設地域（町内会等）に積極的に開設を働きかけ、市域全体でのサロン開設に努める。

また、サロン代表者やボランティアを対象とした情報交換会を市内5カ所で実施するとともに、交流事業として「ふれあいいきいきサロン・バグー交流大会」を実施し、既存のサロン活動の活性化につなげていく。

○地域共生サロン（地域の居場所）づくり

地域には年齢や障がいの有無に関係なく様々な方々が暮らし、さらに公的な制度では対応できない課題が増えており、住民の多様な福祉ニーズに対応するには、制度の隙間を埋める取組みが必要とされている。

その取り組みの一つとして、地域住民が気軽に集い交流できる拠点として、世代や属性による対象を設けない「地域共生サロン」の開設を推進していく。

イ. 食を通じた地域活動の支援

○食事サービスへの助成

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象として、会食型や配食型の食事サービスを各地区の町内婦人部や福推協等で行っている。対象者が地域住民と交流を深め、孤立感を癒し、引きこもり等の防止、実施者が高齢者等に対する理解を深めることや、料理づくりを通して実施者同士が交流することを目的としたこの活動を、実績に応じた助成によって支援する。

また、ボランティアを対象とした研修会を実施し、食品衛生や高齢者に関する知識を高めるとともに、地域における食事サービスの役割（地域のアンテナ、情報提供等）についての理解や高齢者に関する社協事業の紹介を行う。

また、近年広がりを見せている子ども食堂の活動に対し、市民や企業への広報活動や食材提供企業との連絡調整等による支援を検討し、食事の提供を通じた交流活動を推進していく。

ウ. コミュニティビジネスに関する研究

地域の課題を住民が主体となり解決するための仕組みづくりとして、近年、地域福祉実践活動としてのコミュニティビジネスが注目されている。住民や民間組織がもつ先駆性・開発性を発揮するため、補助金に頼らず自らの活動において生み出す利益により「地域福祉を推進」している先行事例等を参考にしながら、本市の特性や地域課題を「コミュニティビジネス」の手法を用い、住民の支え合い活動の強化や課題解決のための新たな「地域福祉推進」のための仕組みを構築していく。

エ. ふれあいネットワーク支援事業

一人暮らしの高齢者等の地域での生活を支えるために、近隣住民による見守

り、声かけの活動等を行ったり、日常生活を援助することにより、安心して生活できる環境を整えるとともに、その活動を通じて地域住民の福祉への理解、ボランティア意識の高揚と育成を図る。

オ. 生活支援体制整備事業（市委託）

地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域の支え合い活動や介護予防の充実を推進することを目的とした「生活支援体制整備事業」を、各地区（早岐・北・中里皆瀬・黒島・吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町）において実施していく。

○地区内の課題整理

○住民向け研修会の実施

○生活支援ボランティアの組織化

○協議体（地域支え合い推進会議）の開催

現在、各地区において住民主体のボランティアグループによる買い物支援活動や生活支援サービスがスタートしており、引き続き地域が主体となって取り組む支え合い活動を推進していく。

なお、他機関が実施する当事業についても、地区担当職員を中心に連携していく。

②ボランティア・市民活動の推進

ア. ボランティアセンターの運営（させぼ市民活動交流プラザ内）

市民のボランティア・NPO・市民活動への参加を広く呼びかけるとともに、活動が浸透するための事業や支援をしていくことで、市民のボランティアに対する理解、参加を促進し、地域の活性化につなげる。また、ボランティア活動に関する情報を広く発信するとともに、ボランティア活動希望者には、ボランティアに関する情報をメールやホームページ等を活用して迅速に提供するとともに、関係機関・団体と連携し、地域のニーズに対応するためのボランティア養成や仲介、調整等を行う。

イ. ボランティア活動支援

○ボランティアグループへの研修費補助

登録ボランティアグループ(登録1年以上)が実施する自主研修や、外部研修会参加に要する経費の一部を助成する。

○ボランティア入門講座の開催

ボランティアや市民活動のすそ野を広げていくため、活動に参加するきっかけづくりを目指した入門講座を開催する。

○ボランティア実践講座等の開催

ボランティア個人登録者向けに、活動の充実につなげるための研修会等を実

施する。また、市民にボランティアやNPO・市民活動を啓発することや、既存の活動をさらに活性化させるための研修会を実施する。

○LINE を活用した情報発信

令和4年8月にボランティアへの最新情報の提供と活動者募集の迅速性を図るため開設。登録者に対し、毎週金曜日に一斉情報発信を行う。

○ボラカフェ（仮称）の実施

新たな試みとして、毎月1回程度、登録団体の代表者又は構成員が集い、ニーズ調整や情報交換、意見収集を行い、ボランティア同士の交流及び情報交換の場にする。

ウ. 災害ボランティアネットワーク推進

災害時にボランティアによる支援活動を迅速かつ効率的に展開するため、平常時から関係機関や団体による、顔の見える関係づくりを進めることを目的に設立された「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」の事務局を担い、定期的な会議を実施して各団体の情報を共有し、平常時・災害時における円滑な事業展開を図る。

エ. 災害ボランティアに関する意識啓発

災害支援活動に関する研修や演習を通して、市民の支え合い意識の向上及び、行政、自治会、NPO・ボランティア、企業等とのネットワーク構築を進め、佐世保市における災害ボランティア活動と減災のための地域づくりを推進する。

○災害ボランティア研修会の実施

災害ボランティアに関する研修会を通して、市民やボランティア活動者に対する意識啓発を行う。また、職員の災害ボランティアセンター運営スタッフとしての資質向上につなげる。

○災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を基に、ボランティアの受入を想定したコーディネート訓練を行うことで災害時に備えるとともに、市民やボランティア活動者に対する普及啓発を行う。

今年度については、市総合防災訓練の他、地区単位での設置運営訓練を地区自治協議会との協働で実施する。

③共に生きる地域づくりの推進

ア. ふくし教育の実践

○地域を基盤としたふくし教育の推進

地域住民へのふくし教育の実践活動を広げるために、その基盤となる体制づくりとプログラムの実践を通じた意識づくりを行い、地域を基盤としたふくし教育を推進する。

○学校におけるふくし教育の推進（社協による総合的支援と情報把握）

学校と連携したふくし教育を実践していくため、学校のニーズに合わせたプログラム作成や仕組みづくりを行って、内容充実・拡大を図り、既存実践校及び新規実践校に対するふくし教育の総合的支援を行う。

○企業に向けたふくし教育の推進

企業の地域貢献活動を進めるため、「実践プログラム集」を活用した周知活動に取り組み、企業の内部研修等を通じたプログラムの実践を推進する。

○ふくし教育推進フォーラムの開催

地域及び学校関係者のふくし教育への関心を高めることを目的として「ふくし教育推進フォーラム」を開催する。

○ふくし教育推進委員会の開催

ふくし教育の推進に関する実践や、今後の取り組み方法などへの助言及び必要な支援を得ることを目的とした「ふくし教育推進委員会」を開催する。

イ．地域福祉活動への意識啓発

○地域福祉講演会

地域住民をはじめ、保健・医療・福祉の分野における事業所やNPO法人、ボランティア団体など様々な機関や団体の方々に、地域福祉への理解と関心を深めてもらうことを目的に地域福祉講演会を開催する。

○地域福祉出前講座

地域住民による福祉活動への自主的な参加が図られるよう、地域の団体、学校などの依頼に応じて市の担当職員と出向き、地域福祉の意義の普及活動や福祉推進協議会の実践活動例の紹介などを行う。

(3) 自立した生活を支える福祉サービスの展開（様々なニーズに応じた福祉サービスの充実）

①生活支援・自立支援等の取り組み

ア．佐世保市福祉資金貸付事業

市内に1年以上居住し、生活が困難な世帯で、生活再建に必要な融資を他から受けることが困難であると認められた世帯を対象に、無利子で小口資金の貸付けを行う。

イ．長崎県生活福祉資金貸付事業

経済的自立や生活意欲の助長を促進し、安定した生活を営んでもらうことを目的に、失業者世帯、低所得者世帯、高齢・障がい者世帯等に資金貸付けを行う。貸付資金は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類。

ウ. 生活困窮者自立相談支援事業の推進（市委託）

生活困窮者の経済的困窮状態や社会的孤立からの脱却を支援し、参加と自立を促進するため関係機関との連携を図り、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、必要な取り組みを行う。

エ. 日常生活自立支援事業（県社協委託）

福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを自分で判断することが難しい状態にある方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を行い、自立した生活が送れるよう支援する。

また、生活支援員の養成やスキルアップ研修を実施し、利用者の増加に対応するとともに、質の高いサービス提供に努める。

オ. させぽ成年後見センター運営事業

○させぽ成年後見センターの運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所からの選任により佐世保市社協が成年後見人等となり、被後見人等が安心して生活を継続できるよう身上保護や財産管理を行う。

○成年後見制度促進事業（市委託）

日常生活自立支援事業利用者で成年後見制度への移行が必要な方に対して申立ての支援を行う。また、中核機関として、高齢者や障がい者が安心して日常生活を送ることができるように、権利擁護の観点から高齢者等の支援や制度の普及啓発等を市と協働で実施していく。なお、地域住民の方々を対象として、ふれあいいきいきサロン等や当事者団体等へ成年後見制度の広報啓発を行う。

カ. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業（市委託）

高齢、障がい、子育て、生活困窮等の個人、世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために取り組む重層的支援体制への移行準備事業において、支援関係機関の抱える課題の把握や整理、重層的支援調整会議の開催などを行う、多機関協働事業を市と連携して実施する。

（4）自立支援・相互扶助・地域活動を実践するために必要な基盤整備

①地域福祉カルテの作成

地区福祉推進協議会を単位とする圏域において、基本情報（人口・高齢者人口他）、社会資源の状況、地理的特徴や交通・生活の利便性、地域の課題・特性などをまとめ、その地域に応じた既存の事業・活動の改善や新たなインフォーマルサービスなどを検討するための基礎資料として作成した地域福祉カルテの情報の定期更新に努める。

②福祉人材バンク（県社協委託）

ア. 福祉人材無料職業紹介事業

長崎県福祉人材研修センターと連携し、広域的な福祉人材確保対策の推進を図る

ため、求職者への就職斡旋及び相談受付を行いながら、地域住民や施設・事業所が福祉人材バンクを積極的に活用できるよう広報・啓発を行う。

長崎国際大学との連携協定によりキャリアセンターとの連携強化を図り、福祉を専攻する学生の就職斡旋に努める。

イ. 介護人材確保対策事業

県北地域における福祉人材の動向等の把握をはじめ、進路指導担当教員への福祉事業に関する理解促進を行い、学生等への説明の機会を持つことにより、福祉職への就職促進を図る。

また、ハローワーク佐世保・江迎での出張相談と併せた周知活動を行うとともに、年間を通して、福祉施設、事業所等と連携を強化、求人側、求職側のニーズ把握に努め、福祉人材の確保とマッチングの強化を図る。

福祉職場への就職機会の拡大、県北の社会福祉施設・事業所等の人材確保の充実を図るため、就職希望者と人事担当者との個別面談（合同面談会・ミニ面談会）の機会を提供する。福祉系の高校や大学との連携やハローワークとの共催、WEB を利用したリモート面談会の開催など、効果的な事業の展開を図る。

(5) 広報啓発に関する事業

①社協だよりの発行

佐世保市社会福祉協議会の情報誌を年3回（7月、10月、3月）発行し、全世帯及び関係機関へ配布し情報提供を行う。

また、佐世保市視覚障害者協会・佐世保音声訳の会・長崎県視覚障害者情報センター（点字図書館）との連携のもと、CDに録音した「声の社協だより」を作成し、視覚障がい者へ情報を提供する。

②社協「地域福祉かわら版よもいで」の発行

社協だよりを発行することが出来ない時期のタイムリーな情報や、若い世代が興味を持つような地域福祉活動情報を発信するため、年3回（5月・9月・1月）発行する。

③ボランティア・NPO 関係広報紙「くれよん」の発行

広く市民にボランティア・NPO に関する様々な情報を提供し、ボランティア・NPO 活動への関心と理解を深め、活動への参加のきっかけになることを目的に年6回発行する。

④ホームページによる広報

ホームページの内容を逐次更新し、新しい情報の提供に努める。

(6) 地域活動への支援や見舞金の配付などに関する事業

①地域活動支援

ア. 福祉団体の支援

地域で活動する福祉団体へ運営費、事業費を助成し、その運営を支援する。

- ・民生委員児童委員協議会連合会 ・老人クラブ連合会
- ・肢体障害者協会 ・視覚障害者協会 ・ろうあ福祉協会
- ・遺族会 ・手をつなぐ育成会 ・母子寡婦福祉連合会
- ・保育会 ・青少年健全育成会

イ. 社会福祉センターの運営

地域で活動する団体等へ会議室の貸出を行う。

- ・佐世保市社会福祉センター ・宇久社会福祉センター

ウ. 赤い羽根子どもの遊び場の整備

「赤い羽根子どもの遊び場」に設置されている、フェンス、遊具等の安全及び環境維持を目的に整備費（上限 100,000 円）並びに撤去費（上限 200,000 円）を助成する。

エ. 遊具・福祉車両・機器の貸出

地域で行われる催し物やサロン活動を支援するため、遊具などの備品を貸出す。また、障がいや高齢により公共交通機関での外出ができない方が、通院や公共機関への手続き等が可能になるよう福祉車両や車椅子も無償で貸出す。

②見舞金等配付事業

ア. 災害罹災世帯への見舞金の支給

佐世保市内において発生した局部災害で、被害を受けた被災者に対し見舞金及び弔慰金を支給する。

イ. 要援護世帯の小学校児童・中学校生徒への修学旅行費助成

要保護・準要保護世帯の小学校児童及び中学校生徒へ修学旅行費（おこづかい）を助成する。

ウ. 生活困窮世帯への支援金等の支給

生活困窮者自立相談支援事業の支援対象者へ、学習支援の会場までの交通費や就職活動に必要な費用など、生活再建に必要な費用を支給する。

エ. 子ども食堂実施団体への支援

子ども食堂実施団体の活動を支援するため、食材費など活動経費を助成する。

(7) 地域における公益的取り組み

①外出支援サービスに係る事業

高齢者の増加に伴い、身体機能の低下や運転免許の返納、更に、本市においては斜面都市であることから単身の高齢者や老夫婦世帯など、移動手段が確保できず、買い物やサロン、病院への移動や外出に苦慮している実態がある。

そこで、社会福祉法人改革に示された「地域における公益的取り組みを実施する責務」の一環として、外出困難な高齢者等の移動手段の確保とコミュニティ機能の強化を図ることを目的に、本会が運営する介護事業所の空き車輦を市民活動団体等に

貸出す「車輛の貸出事業」を小佐々圏域において実施する。

(8) その他の事業

①社協会員及び社会福祉事業資金の募集

社協事業活動を安定して実施できるよう、自主財源確保に努める。

○社協会員（一般会員、賛助会員、団体会員、特別会員）の募集

○社会福祉事業資金（寄付金等）の募集

②共同募金運動への協力

長崎県共同募金会から募金業務に関する協力依頼を受け、佐世保市支会の運営業務を行う。

○赤い羽根共同募金（10月1日～12月31日）

○歳末たすけあい募金（12月1日～12月25日）

（運営委員会の開催、広報啓発、募金の依頼、街頭募金の実施、募金ボランティアの受入、会計、表彰業務）

③要介護認定調査事業

長崎県から市町事務受託法人の指定を受け、佐世保市から受託する。

介護認定の申請をされた後に申請者を訪問し、日常生活動作など要介護認定に必要な調査を行う。

介護事業所事業計画

1. 方針

介護保険法や障害者総合支援法等に則り、高齢者や障害者にとって安心・安全な暮らしが継続できるよう、良質できめ細やかなサービスの提供に努める。また、感染症対策及び業務継続に向けた取組を強化し、地域福祉担当者や他の介護事業所、医療機関などとの連携を図りながら、安定した事業経営と地域貢献に努める。

2. 目標

- (1) 信頼される質の高い介護サービスの提供に努める。
- (2) 職員の資質向上や人材確保及び人材育成の強化を図る。
- (3) 選ばれる事業所となり利用者確保に努める。
- (4) 各事業の健全な経営と円滑な運営に努める。

3. 運営体制

職員数212名（正規42名、嘱託48名、パート122名）

4. 業務内容

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業

ア. 事業所（5事業所）

佐世保 吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町 宇久

イ. 業務内容

介護利用者が適切に介護サービスを利用できるように、利用者の依頼に基づき、介護支援専門員が、その人にあった、居宅介護サービス計画を立て、必要なサービスが提供されるようにサービス提供事業者との調整を行う。

ウ. 実施内容

○本人及び家族の状況・環境・希望などを踏まえ、適切なアセスメントのもとケアプランを作成する。

○入退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進を図る。

②訪問介護事業

ア. 事業所（5事業所）

佐世保 吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町 宇久

イ. 業務内容

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行う。

ウ. 実施内容

○居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等と連携し、重度者や認知症等の困難ケースにも積極的に取り組む。

○専門職として、利用者や家族に信頼される知識や技術の習得に務める。

③通所介護事業

ア. 事業所(定員)(5 事業所)

吉井(35名) 世知原(30名) 小佐々(55名) 江迎・鹿町(55名)
宇久(40名)

イ. 業務内容

要介護、要支援の認定を受けた方が在宅で生活できるよう、日常生活の自立を高めるため、デイサービスセンターに通い、食事、入浴、排せつ、その他の必要な日常生活に必要な生活機能訓練、レクリエーション等を日帰りで提供するサービスを行う。

ウ. 実施内容

安全に利用者の目的に合わせたメニューを提供できるよう、職員の配置・人材育成及び機器の充実を図る。

④訪問入浴介護事業

ア. 事業所(1 事業所)

小佐々

イ. 業務内容

寝たきり等により、入浴が困難な方の自宅に浴槽を積んだ入浴車で訪問し、看護師の健康チェック後、入浴サービスを行う。

ウ. 実施内容

安全な入浴介護を心掛け、介護に対する助言や情報提供等を行い、介護者の負担軽減を図る。

⑤認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム)

ア. 事業所(1 事業所)

吉井

イ. 業務内容

独立して日常生活を送る事が困難な認知症の要介護者及び要支援等に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援する。

ウ. 実施内容

○入所者の出来る事に着目したケアを行い、入所者の主体性に配慮した、きめ細やかな援助を行う。

○地域との連携や交流を深め、地域の協力で行う避難訓練を始め、安全対策の強化を図る。

○入居者への医療ニーズの対応ができるよう医療機関と連携を図る。

(2) 障害福祉サービス事業

①居宅介護・重度訪問介護事業

ア. 事業所（5事業所）

佐世保 吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町 宇久

イ. 業務内容

○居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯や掃除等の家事及びその他の生活全般にわたる援助を行う。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯や掃除等の家事及び生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般に亘る援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

ウ. 実施内容

利用者や家族に信頼される知識や技術の習得に務める。

(3) 受託事業

①身体障害者訪問入浴サービス事業

ア. 事業所（1事業所）

小佐々

イ. 業務内容

地域における身体障がい者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し身体障がい者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

ウ. 実施内容

安全な入浴介護を心掛け、介護に対する助言や情報提供等を行い、介護者の負担軽減を図る。

②移動支援サービス事業

ア. 事業所（3事業所）

佐世保 吉井・世知原 江迎・鹿町

イ. 業務内容

一人で外出することが難しい障がい者（児）に対して、外出のための支援を行う。（官公庁や金融機関への外出、公的行事の参加、生活必需品等の買い物、冠婚葬祭、サークル活動等）

ウ. 実施内容

障がいの理解を深め、個々に対する多様なニーズに応えるため、技術を身に着ける。

③通所型サービス（きらっと元気教室）

ア. 事業所（3 事業所）

吉井 小佐々 江迎・鹿町

イ. 業務内容

利用者等に対し、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、3 か月から 6 か月までの期間に、保健・医療の専門職が運動機能向上及び口腔機能向上プログラム及び認知症予防プログラムを実施することによって要介護状態等の軽減又は悪化防止及び地域における自立支援を目的として行う。

ウ. 実施内容

○地域包括支援センター等との連携を図り情報の提供に努める。

○利用者又は家族に対して適切な指導ができきるように努める。

勝富授産場事業計画

1. 方針

社会福祉法による授産施設の趣旨に基づき、継続的な事業量の確保に努めながら、一般企業への就職が困難な要保護者や障がい者等を対象に社会生活の能力を高め、将来の職業・生活に必要な知識や技能の習得を目指す。又、日々働く喜びと健康の維持を目標とし、通所利用者に対しより良い処遇を行えるよう、職員の指導力の向上を図る。

2. 目標

- (1) 通所利用者に対しては、次のような事項に努める。
 - ①働くことに喜びと目的を持たせ、自立の助長を図る。
 - ②協調性と社会規範の養成を図る。
 - ③安全意識の高揚と健康増進を図る。
 - ④作業持ち場の整理・整頓、清掃を徹底する。
- (2) 通所利用者の確保に努める。
- (3) 作業場の安全性や快適性を高めるための環境改善に努める。
- (4) 研修会や職員会議等をとおして職員の資質向上を図る。
- (5) 授産事業収入の増加を図り利用者の工賃増に努める。
- (6) 避難・消火訓練を実施し防災意識を深める。
- (7) 新型コロナウイルス感染症予防に努める。

3. 運営体制

- (1) 定 員 20名
- (2) 職員数 7名
 - 場長 1 名 指導員 3 名（縫製部 2 名・軽作業部 1 名）
 - 臨時職員 1 名 パート職員 2 名
- (3) 作業の内容
 - ・縫 製 部 紳士服・婦人服の補正及び作業着等の縫製
 - ・軽作業部 紙箱等の組立・シール貼り・割箸の袋入れ等の簡易作業
- (4) 開所時間
月曜日から金曜日の 8：30～17：15（作業時間 9：00～16：00）

4. 業務内容

- (1) 健康診断
- (2) レクリエーション（工賃支給日・仕事納め日に弁当支給）
- (3) 避難訓練
- (4) 年末大清掃

須佐保育園事業計画

1. 方針

児童福祉の理念に立って、よりよい保育環境を整え、それぞれの年齢、能力、個性に応じた養護と教育が一体となった保育を進め、健やかな身体、豊かな情操、正しい社会性、道徳性の芽生えを培い、心身ともに健全な人間形成の基礎を養い感性を高める。

2. 保育目標

～こんな子どもに～

- ・ じょうぶなからだ ・ つよいところ
- ・ おもいやりのところ ・ つくりだすちから

～こんな保育園に～

- ・ 地域から信頼される保育園 ・ 楽しさいっぱいの保育園
- ・ 明るく生き生きした保育園 ・ 常に環境が整備された保育園

3. 運営体制

(1) 定 員 70名

(2) 職員数 22名

園 長 1 名 保育士 14 名（主任 1・副主任 1・常勤 9・パート 3）

看護師 1 名 調理員 5 名（常勤 3・パート 2） 用務員 1（パート）

(3) 開所時間

7：00～19：00

(4) クラス編成

0歳児クラス（つくし組） 1歳児クラス（すみれ組）

2歳児クラス（なのはな組） 3歳児クラス（もも組）

4～5歳児クラス（さくら組）

4. 業務内容

(1) 主要行事

4月 入園対面式・歓迎遠足 元気にしてる？会(高 1 招待)	10月 交流遠足・年長児親子遠足
5月 内科健診	11月 お遊戯会・七五三参拝・芋掘り 内科健診・地域公民館祭り参加
6月 運動会・歯科検診・芋苗さし 交通安全教室	12月 焼き芋パーティー クリスマス
7月 夏祭り(小 1 招待)、プール開き	1月 初詣・消防出初式、交通安全教室
8月 お店屋さんごっこ	2月 節分祭・年長児パーティー
9月 年長児祖父母招待 交通安全教室	3月 ひな祭り・卒園式 移行式

避難訓練（月１回） 誕生会（月末水曜日） クッキング保育（年５回）
体育教室（月２回 ４・５歳児） 珠算・習字教室（月３回 年長児）

（２）特別保育事業

- ①延長保育推進事業
- ②世代間交流事業（自主）
- ③園庭解放、育児相談（随時）

（３）給食

- ①薄味（素材の味を生かし）に心がけ、新鮮で旬の食材を使い、季節感を出す。
- ②バランスの取れた献立を工夫し、楽しい給食に取り組む。
- ③アレルギー、体調の悪い子どもには細心の注意をし、調理工夫する。
- ④園の畑で収穫した新鮮な野菜を調理し、自然の恵みを味あわせる。
- ⑤クッキング保育を通して、食材や調理器具の使い方、料理の楽しさを知らせ、食育につなげる。

（４）健康管理

新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、朝の受け入れの際、視診を行い、前日の様子等を把握し、一日健康で楽しく遊べるように配慮する。

①園児

- ア．健康診断（年２回）、歯科検診（年１回）
- イ．尿検査（年２回 ３歳以上児）
- ウ．フッ化物洗口（週５日 ４・５歳児）

②職員

- ア．定期健康診断（年１回）
- イ．検便（月１回）
- ウ．ノロウイルス検査（年１回 給食担当者）

（５）職員研修・会議

より良い保育を行うために、自己研鑽に努め、外部の研修会にも積極的に参加し、専門的な知識を身につける。園内研修の中では、職員の相互理解を深め、行き届いた保育ができるように努める。

①外部研修

園長会・主任保育士部会・保育士研修会・給食研修会 他

②園内研修

給食検討会（月１回）・研修報告会（月１回）・保育検討会（月４回）

吉井北保育園事業計画

1. 方針

児童福祉の理念に立って、よりよい保育環境を整え、それぞれの年齢、能力、個性に応じた養護と教育が一体となった保育を進め、健やかな身体、豊かな情操、正しい社会性、道徳性の芽生えを培い、心身ともに健全な人間形成の基礎を養い感性を高める。

2. 保育目標

子どもたちは、未来に向けてのあらゆる可能性をそのうちに秘めている。

日々の保育の中で伸びゆく芽をみつけ、愛情あふれる環境の中で大切に育てていくことを目標とする。

- ・のびのびと遊べる子ども
 - ・友達となかよくできる子ども
 - ・自然に親しみ、お年よりとやさしくふれあえる子ども
- また、楽しさいっぱい、地域から信頼される保育園を目指す。

3. 運営体制

(1) 定 員 50名

(2) 職員数 18名

園 長1名 保育士12名（主任1・常勤4・パート7）

看護師2名（パート2） 調理員3名（常勤2・パート1）

(3) 開所時間

7:00~19:00

(4) クラス編成

0歳児（たんぽぽ組） 1歳児（すみれ組） 2歳児（もも組）

3歳児（うめ組） 4歳児（さくら組） 5歳児（ひまわり組）

4. 業務内容

(1) 主要行事

4月 入園対面式・歓迎園外散歩 吉井地区春祭り	10月 福井くんち・発表会 吉井地区保幼少交流 デイサービス訪問
5月 親子歓迎遠足（バス）・歯科検診 デイサービス訪問	11月 七五三参拝・地区文化祭参加 内科健診・ふれあい発表会・ 芋ほり・地区敬老会・バス遠足
6月 運動会・芋苗さし・内科健診 交通安全教室	12月 焼き芋会・保育参観・クリスマ ス会・お話コンサート
7月 七夕集会・夏まつり・プール開き	1月 初詣・凧あげ大会・郵便屋さん ごっこ・お店屋さんごっこ
8月 プール納め	2月 節分集会・交通安全教室 不審者対応訓練・縄跳び大会
9月 防災訓練（災害食体験）・避難訓練 （消防士指導）・交通安全教室	3月 ひな祭り・バス遠足（全園児）・ お別れ会・卒園式・移行式

避難訓練（月 1 回） 誕生会（月 1 回） クッキング保育（年 6 回）
体育教室（月 1 回） 和太鼓・リズム遊び（月 2 回） 交通安全教室（年 3 回）

（2）特別保育事業

- ①延長保育促進事業
- ②一時預かり事業（自主）
- ③世代間交流、異年齢交流事業（自主）
- ④園庭開放、育児相談（随時）

（3）給食

- ①給食の基本は、皆でいっしょに楽しく、よく噛んで、味わいながらおいしく食べることを目標とする。コロナウイルス感染症を考慮してパーテーションを使つての給食提供で安全面の確保をする。
- ②添加物の少ない食品や旬の食材を使い、薄味に心がけ味覚を培う。
- ③アレルギー、体調の悪い子どもには細心の注意を払いながら調理し、提供する。
- ④子どもたちが育てた野菜を収穫、調理し、自然の恵みを味わう。
- ⑤クッキング等を通して、食材・調理用具の使い方を知らせたり、料理の楽しさを知らせたりして食育につなげる。（コロナウイルス感染状況を見ながら実施）

（4）健康管理

コロナウイルス感染症の予防に努めながら、児童の健康管理の徹底を図るため、毎朝必ず、下痢・軟便・腹痛・発熱の有無等を確認し、顔色をよく見るなど健康観察を行い病気の早期発見・早期治療に努める。

①園児

- ア. 健康診断（年 2 回）、歯科検診（年 1 回）
- イ. 尿検査（年 2 回 3 歳児以上）
- ウ. フッ化物洗口（週 5 日 4・5 歳児）

②職員

- ア. 定期健康診断（年 1 回）
- イ. 検便（月 1 回）
- ウ. ノロウイルス検査（年 1 回 給食担当者）

（5）職員研修・会議

保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように、専門的知識、技術及び判断をもって子どもたちを保育するとともに、子どもの保護者に対する支援を行う。

①外部研修（県内外・市内）

園長会・主任保育士会・保育士研修会・給食部会 他

②園内研修

給食検討会（月 1 回）・研修会報告（月 1 回）・職員会（月 1 回以上）
職員勉強会（心肺蘇生法）・不審者対応訓練（年 1 回）

児童センター事業計画

1. 方針

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、佐世保市においては指定管理施設となっており、令和4年度から3年間、指定管理者の指定を受ける。

児童センターでは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における児童の健全育成活動の拠点として学校・児童クラブ・子ども会及び留守家庭児童保護者等との連携を図りながら活動を展開する。

2. 目標

(1) 児童の健全育成のための環境づくり

- ①児童センター行事や地域行事等への児童参加による体験学習を推進する。
- ②児童センター利用児童と保護者間相互の交流を図るための事業を推進する。
- ③子育て支援、親子交流事業として幼児を対象とする特別開館を充実する。
- ④福祉貢献活動並びにボランティア活動への参加など徳育を推進する。
- ⑤映画観賞、音楽演奏、ダンスなど文化活動を推進する。
- ⑥インターネットによる情報を活用するとともに、児童センターのノウハウを活かした情報等をホームページにより発信する。
- ⑦感染症予防に努める。

(2) 職員の資質向上

- ①児童健全育成推進財団等外部団体主催の研修会に参加する。
- ②児童の健全育成に関する調査、研究等内部研修を充実する。
- ③子育てや危機管理に関する講演会等に積極的に参加する。
- ④利用者アンケート調査を実施し、改善意欲の促進に務める。

(3) 地域及び関係機関・団体との連携

- ①学校・児童クラブ・子ども会・児童センター利用児童の保護者及び民生委員・児童委員等との連携を密にし、協力体制の確立を図る。
- ②児童センターの活動をより一層充実するために、ボランティア人材の確保と協力体制を整える。
- ③児童センターだよりの内容を充実させるとともに、活動を積極的にPRする。
- ④地区コミュニティセンター主催の地域イベントと連携した活動を行う。
- ⑤地域の子ども会・PTAなどと連携した青空児童館活動を行う。

3. 運営体制

(1) 名称

相浦児童センター・大野児童センター・春日児童センター
稲荷児童センター・山澄児童センター・宇久児童センター
広田児童センター・早岐児童センター・黒髪児童センター

(2) 職員数 44名

館長 9名 児童厚生員 18名 パート 17名

(3) 開館日及び利用時間

通常開館

月曜日 ~ 金曜日	12:30~18:30
土曜日及び学校休業日	8:30~18:30
特別開館(週5日)	10:00~18:30

4. 業務内容

(1) 単館事業

児童センター利用児童の参加による運動遊びや体験学習などを通して、子どもの個別的、集団的援助活動を推進し、自主性、社会性、創造性を健やかに育てることを目的に次の事業を実施する。

①年間事業

各児童センターの自由な企画で年間を通して季節行事、スポーツ、音楽、避難通報訓練、夏祭り、地域交流、エコ活動、幼児教室、情報発信などを、地域や子ども達の状況に合わせた内容で行う。

②自然体験活動事業

野外での活動を行い、子ども達の豊かな情操を育む支援を行う。

③子どもボランティア育成支援事業

子ども達によるボランティアグループの育成を図り、その活動を支援する。

④児童健全育成相談支援活動事業

児童及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を行う。

⑤年長児童等来館促進事業

中高生にイベントの参加協力を依頼し、来館促進に繋がるような事業を行う。

(2) 青空児童館

児童健全育成を推進する団体等からの要望を受け入れ、館内及び館外にて遊びの

プログラムを提供し、子ども達が心身ともに豊かに成長していくことを支援する。

①青空児童館活動

ア. 派遣

児童健全育成を推進する団体からの要望に応え、希望の場所にて児童へ遊びのプログラムを提供する。

イ. 工作・遊びの提案

児童センターにて依頼者（団体）へ、工作、遊びのプログラムを紹介・提案する。

ウ. 遊具貸出

児童センターで保有している遊具等の貸し出しを行う。

②広報活動

ア. ホームページの活用や、情報誌等に掲載の依頼を行う。

イ. 児童健全育成関係者へチラシを配布し案内を行う。

（３）ふれあい交流事業

児童が多くの人達とふれあうことで、豊かな心を育むとともに、地域、関係団体等との連携強化を図り、児童センターが地域の児童健全育成活動の拠点としての役割を担っていることを周知する場として実施する。

①羽ばたけ児童センターまつり

出演ひろば・軽食・遊び・工作・ゲーム等のコーナーを設け、参加者が自由に遊びや体験を楽しむ。

（４）児童センタードッジボール大会

児童センターに来館する佐世保市内の小学生が、ドッジボール遊びを楽しむ中で集団遊びで学び得る心身の発達を促し、その成果を披露するために、異年齢集団でチームを構成し競技大会を行う。

（５）「させぼわんぱくひろば」

子育て支援団体として実行委員会に参加し、子ども達が楽しめる遊びを提供することで児童センターとしての役割を十分発揮できるよう協力する。

また、わんぱくひろば実行委員会事務局として子育て支援団体と協力して実施する。

老人福祉センターやすらぎ荘事業計画

1. 方針

老人福祉法に定める老人福祉センター設置運営要綱に基づき、地域の高齢者に対して各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るく心豊かな生活の向上を支援する。

演芸大会、文化祭等の事業については、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら実施する。

2. 目標

- (1) 老後の生きがいを向上させるため、趣味教養講座の充実を図る。
- (2) 各分野の講師を招き、教養の向上を目的とした公開講座を月1回開催する。
- (3) 町内会、老人クラブ、地域包括支援センター、社協地域福祉課等と連携を深め、社協ホームページで最新情報を提供するとともに、地元有線テレビや地域情報誌等を積極的に活用して周知に努める。
- (4) 利用者相互の親睦を図るため、日頃の練習の成果を発表する文化祭、演芸大会を開催する。
- (5) 利用者のニーズを的確に把握し、常にサービス内容の充実に努める。
- (6) 利用者がいつまでも笑顔で元気に過ごせるよう、『健康寿命の延伸』に取り組む。
- (7) よもやま掲示板を設置し、高齢者に関する情報を収集発信する。
- (8) 持続可能な老人福祉センターとするため、子育て世代にも積極的にアプローチし、世代間交流の場としての利用を促進する。

3. 運営体制

(1) 職員数 5名

所長1名 事務員1名 管理員2名 パート職員1名

(2) 開館日及び開館時間

月曜日～土曜日（日曜・祝祭日休館） 9：00～17：00

※ 開館日及び利用時間については、令和4年1月から上記のとおり試行運用を始め、令和5年7～8月に効果を検証したうえで令和6年4月から本格運用を開始する。

4. 業務内容

- (1) 生活相談
- (2) 健康相談
- (3) 主催講座の運営

- (4) クラブ活動の推進
- (5) 浴場サービス
- (6) 演芸大会の実施
- (7) 主催講座やクラブの作品を発表する文化祭の開催
- (8) 送迎バスの運行（やすらぎ荘－佐世保駅間 午前 3 回、午後 2 回）
- (9) 講座の開催日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
スマホ教室	表 装	茶 道	合 唱	書 道	カラオケ
水墨画	パソコン	脳トレ そろばん	脳トレ そろばん	ヨーガ セラピー	ヨーガ セラピー
	太極拳 (第1・第3)	卓 球			卓 球

(10) クラブ活動日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
将 棋	将 棋	将 棋	将 棋	将 棋	将 棋
カラオケ	カラオケ	カラオケ	カラオケ	カラオケ	カラオケ
囲 碁	軽音楽 (B)	軽音楽 (A)	ソーイング	軽音楽 (B)	ソーイング
カラオケ教室 (第2・第4)		舞 踊	手 芸	囲 碁	
		囲 碁	英会話	陶 芸	
			ウクレレ		

(11) 各種行事

- ① 演芸大会（年 3 回 新春、創立記念、秋）
- ② 節分豆まき
- ③ 文化祭（3月・9月）
- ④ 公開講座（年 1 回）
- ⑤ 健康相談（偶数月）
- ⑥ 健康講話（年 1 回）
- ⑦ 保育園園児の訪問受入れ
- ⑧ 各地区公民館主催の敬老祝賀会
- ⑨ 火災避難訓練（年 2 回）

老人福祉センターあたご荘事業計画

1. 方針

老人福祉法に定める老人福祉センター設置運営要綱に基づき、地域の高齢者に対して各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るく心豊かな生活の向上を支援する。

高齢化がますます進展する中、新規利用者の獲得を目的として、「健康増進」に重点を移した新たなサービスを導入するなど、事業内容の充実に取り組んでいく。

2. 目標

- (1) 老後の生きがいを向上させるために、教養、趣味、レクリエーション活動の充実を図る。
- (2) 悩みごとや困りごとを解消するための生活相談を行う。
- (3) 各種行事や活動を通じて利用者相互の融和と親睦を図る。
- (4) 利用者が相互にふれあい心身共にリフレッシュできるよう入浴のサービスを提供する。
- (5) 機能回復及び健康増進のため、訓練用の設備を提供する。
- (6) 町内会、老人クラブ、地域包括支援センター等との連携を深め、社協ホームページに施設の最新情報を提供するとともに、有線テレビや地域情報誌等の媒体を積極的に活用してPRに努める。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、利用者がいつまでも笑顔で元気に過ごせるように、『健康寿命の延伸』に取り組む。

3. 運営体制

(1) 職員数 6名

所長1名 事務員1名 管理員1名 パート職員3名

(2) 開館日及び開館時間

月曜日～土曜日（日曜・祝祭日・年末年始休館） 9：00～17：00

4. 業務内容

- (1) 生活相談
- (2) 健康・歯科相談
- (3) クラブ活動の推進
- (4) 浴場サービス
- (5) レクリエーション活動

- (6) 演芸大会の実施
- (7) 講座・講演会等の開催
- (8) 機能回復訓練
- (9) クラブ活動利用日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				筆ペン	
	囲碁(A)	囲碁(C)		手 芸	カラオケ
				舞 踊	
将 棋	将 棋	将 棋	将 棋	将 棋	さくら会
	囲碁(B)	囲碁(B)		囲碁(D)	

(10) 各種行事

- ① 演芸大会
- ② 健康相談（年6回奇数月）
- ③ 節分豆まき
- ④ 幼稚園・学校・舞踊会等の訪問受入れ
- ⑤ 地区老人クラブ連合会主催の演芸大会及び新年会
- ⑥ 地区公民館主催の敬老会
- ⑦ 火災避難訓練（年2回）

高齢者生活福祉センター慈恵苑事業計画

1. 方針

宇久地区の高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。

また、隣接している「宇久通所介護事業所」並びに「宇久児童センター」や近隣住民と連携し、地域社会との交流を支援する。

2. 目標

- (1) 地域の催しには参加・見学を心がけ、家族の行事も本人の希望を優先する。
- (2) 人格を尊重し、個人にあった支援に心がける。
- (3) ご協力下さる地域の方やボランティアには、感謝の気持ちで対応する。
- (4) 行事は、職員の心づかいで楽しく豪華に盛り上げる。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の予防に努める。

3. 運営体制

(1) 定 員 20名

(2) 職員数 3名

施設長兼生活相談員1名 生活相談員2名（内・パート1名）

(3) 宿直員 2名

4. 業務内容

(1) 定期行事

健康チェック	毎月1回	体重・血圧測定 ※必要な方はその都度
個室訪問	毎朝・夜間	心身状態把握・相談指導・夜間安否確認
軽体操	毎夕4時頃	食堂ホールにて夕食前に行う（介護予防体操）
趣味活動	希望にて実施	折り紙・塗り絵・御詠歌・風船バレー等
入浴日	火・木・土	夏場は入浴日外も希望によりシャワー浴
災害時訓練	毎月15日	災害時想定の居住者・職員の予防啓発等
清掃の日	毎月15日	居室を日頃よりも丁寧に清掃する （無理な所は職員が支援）

(2) 年間行事 表中の★印は、家族の方にも参加を依頼している行事

4月	花見・苑内会（苑生活の確認等）・ゆかり発行（通信）
5月	母の日お祝い会（お母さんに感謝）・★家族会（状況報告等）
6月	父の日お祝い会（お父さんに感謝）・★運営推進会議
7月	七夕交流会（児童との交流）
8月	★夏まつり（家族・地域・ボランティアとの交流） ゆかり発行（通信）・ミニレクリエーション交流会
9月	敬老の集い（ボランティア・職員での家庭的雰囲気でお祝い）
10月	祭見学（宇久の伝統行事を楽しむ）・苑内会
11月	文化祭見学（宇久の文化に触れる）・★運営推進会議
12月	クリスマス会&忘年会 ゆかり発行（通信）
1月	新年会（居住者・職員の年の初め）
2月	節分（お茶会～無病息災を願って）
3月	ひな祭（ぜんざい会）

宇久地域包括支援センター事業計画

1. 方針

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の相談窓口として、高齢者自身の意見を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続できるよう支援体制の充実強化を図り、保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援する。

また、認知症地域支援推進員を配置し、相談支援体制を強化する。

2. 目標

- (1) 地域包括ケアの構築を行う。
- (2) 地域の特性や実情を踏まえ、適切に運営を行う。
- (3) 高齢者の意思を尊重し、その人らしい生活が継続できるよう支援する。
- (4) 高齢者福祉をはじめとした行政分野と連携し、問題解決に努める。
- (5) 総合相談窓口として、必要な助言や支援を行う。

3. 運営体制

(1) 職員数 4名

センター長兼社会福祉士	1名	主任介護支援専門員	1名
認知症地域支援推進員	1名	介護予防プランナー	1名

(2) 開所時間

9:00～18:00（月～土）

4. 業務内容

(1) 総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなげる。

(2) 権利擁護支援事業

判断能力の不十分な高齢者等に対し、権利侵害等の予防について支援をする。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行う。

(5) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者等が介護予防サービス等の利用が行えるよう支援する。